

## 次期福島県地球温暖化対策推進計画の全体的な構成について

### 1 現行計画の構成

- 現行計画は、平成 29 年 3 月（2017 年度）に以下の動向等を踏まえて改定。
  - <世界・国の動向>
    - ・気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で「パリ協定」合意（2015 年 12 月）
    - ・国が「パリ協定」合意に関連する 2 つの計画を策定
      - 「気候変動の影響への適応計画」（2015 年 11 月）
      - 「地球温暖化対策計画」（2016 年 5 月）
  - <本県の取組等>
    - ・「福島議定書」事業など本県独自の省エネの取組を継続して実施
    - ・「福島県の気候変動と影響の予測」のとりまとめ（2016 年 3 月）
    - ・「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第 2 期）」の改定（2016 年 3 月）
    - ・「福島新エネ社会構想」を国が策定（2016 年 9 月）



- 現行計画の全体構成
 

序 章	計画見直しの背景等
第 1 章	計画策定の背景
第 2 章	現状と課題
第 3 章	温暖化対策を進めるに当たっての目標
第 4 章	温室効果ガス排出抑制等に関する施策
第 5 章	気候変動の影響に対する適応策
第 6 章	計画の推進体制及び進行管理
第 7 章	事業者としての県の取組

### 2 次期計画の全体構成（章立て）

- 第 2 回検討会でいただいた御意見を基に、全体構成について検討。
- 次期計画の全体的な構成（章立て）については、現時点では現行計画と同様としてはいかがか。
- 章立ては現行通りとするが第 4 章の温室効果ガス排出抑制等に関する施策等については、本検討会における御意見や地球温暖化対策推進法、国の地球温暖化対策計画の見直しなどを基に、カーボンニュートラル宣言を踏まえた内容に修正。

- 次期計画を、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく地域気候変動適応計画に位置付ける予定。
- 第 5 章の気候変動の影響に対する適応策については、現在の 4 分野から 7 分野（※）に再編するなど、必要な修正・変更を行うこととしたい。
  - ※ 4 分野：①水災害・水資源分野、②農林水産業分野、③生態系分野、④健康分野
  - 7 分野：①農業・林業・水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活・都市生活
- 多くの県民に関係する「産業・経済活動」分野と「国民生活」分野については、緩和策と適応策を一体とした取組について別途検討。

（参考）現行の国の地球温暖化対策計画（H28. 5. 13 閣議決定、見直し中）の全体構成

- はじめに
- 第 1 章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
  - ・第 1 節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向
  - ・第 2 節 地球温暖化対策の基本的考え方
- 第 2 章 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標
  - ・第 1 節 我が国の温室効果ガス削減目標
  - ・第 2 節 我が国の温室効果ガスの排出状況
  - ・第 3 節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標
  - ・第 4 節 個々の対策に係る目標
  - ・第 5 節 計画期間
- 第 3 章 目標達成のための対策・施策
  - ・第 1 節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割
  - ・第 2 節 地球温暖化対策・施策
  - ・第 3 節 公的機関における取組
  - ・第 4 節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項
  - ・第 5 節 特に排出量の多い事業者に期待される事項
  - ・第 6 節 国民運動の展開
  - ・第 7 節 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進
- 第 4 章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために
  - ・第 1 節 地球温暖化対策計画の進捗管理
  - ・第 2 節 国民の努力と技術開発の評価方法
  - ・第 3 節 推進体制の整備